



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 6 2 号 令和 7 年 8 月 1 9 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 3 0	森林管理重点地域の指定を解除する件	林業振興課
4 3 1	森林管理重点地域の指定を解除するに当たり指定の解除の案を縦覧に供する件	同
4 3 2	森林管理重点地域の指定をする件	森林土木・保全課
4 3 3	同	同
4 3 4	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	同
4 3 5	森林管理重点地域の指定が失効した件	同

徳島県告示第四百三十号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和七年八月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

海部郡海陽町久尾字畑口一六の一（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略）

徳島県告示第四百三十一号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和七年八月十九日から同年九月十七日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和七年八月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除しようとする区域

那賀郡那賀町大戸字大ヤシキー〇の三

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部林業振興課森林企画担当

電話番号 八八 六二一 二四八二

徳島県告示第四百三十二号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和七年八月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

海部郡海陽町久尾字畑口一六の一（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略）

徳島県告示第四百三十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和七年八月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

那賀郡那賀町大久保字イヤ谷五五及び五六並びに雄字かんばら一〇一、字小谷口二二六の一七及び一二六の二一、字五味六の一、七、八の一、八の五、八の八、九の一、一〇の一、一〇の三、一三の二、一三の三及び三八並びに字中津六六の二二、六六の二九及び六六の三八から六六の四〇まで

徳島県告示第四百三十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和七年八月十九日から同年九月十七日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和七年八月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種類別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町大戸字大ヤシキ一〇の三

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林土木・保全課森林保全担当

電話番号 ○八八―六二一―二四五〇

徳島県告示第四百三十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和七年八月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の効力が失われた区域

美馬市木屋平字谷口一九七の一、三六一の一、三六二、三六三の一、三九八の一、三九八の二、四一八、四二二の一、四二二の二、四三八及び四三九、字太合三三の一、三六の一、四五の二、四六の一、四七の一、六三から六五まで、七五の一から七五の三まで、一〇〇の二、一二八、一二九、一三三の三、一六三、一六六、一六七、三〇二の一、六三二の一、六三二の三、六三二の四、六三三、七三六、七三七、七五〇、八五二の二、八五七、八五九、八八一及び八九〇の一並びに字太合カケ四一三の三、四二五の一及び四二六の一

二 指定の効力が失われた日

令和七年七月二十九日